

生駒市と株式会社モンベルとの包括連携協定書

生駒市（以下、「甲」という。）と株式会社モンベル（以下、「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、包括的な連携のもと相互に協力し、アウトドア活動等の促進により、地域活性化及び市民生活の質の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること
- （2）子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること
- （3）自然体験の促進による健康増進に関すること
- （4）防災意識と災害対応力の向上に関すること
- （5）地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること
- （6）農林水産業の活性化に関すること
- （7）高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関すること
- （8）その他前条の目的の達成に関すること

2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議の上、定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。

3 乙は、本条に定める事項を効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年11月21日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長

小柴 雅史

乙 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号
株式会社モンベル代表取締役会長

辰野 勇